

平成26年6月定例市議会 6月18日（7回目の一般質問）

◆8番**杉本佳代**議員 皆様、大変お疲れさまでございます。

図らずも大トリを務めさせていただくことになってしまいました。大トリというよりは、しんがりかもしれませんが、皆様のお疲れのないようにてきぱきと進めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い質問を始めさせていただきます。

● 1 女性登用義務化と子育て支援について

我が自民党安倍政権における成長戦略の一つとして、国や地方自治体、企業に対し、女性登用に関する目標や行動計画の策定、公表の義務化を検討しているとのこと。男女共同参画社会の実現とともに、人材発掘という意味でも、その内容に期待したいところであります。

安倍政権は、「2020年にはあらゆる分野で指導的地位の3割以上が女性となる社会を目指す」ことを目標とし、女性の社会進出を進めるために、会社員の夫と専業主婦の妻の世帯を中心に税負担を軽減する配偶者控除などの見直しの議論を進めているところでもあります。

一方で、女性が社会に出やすい環境づくりのために、育児・家事支援策として、共働き家庭などの小学生を放課後に預かる放課後児童クラブ（学童保育）の定員枠を2019年度までに30万人分拡充するための「放課後子ども総合プラン」を策定し、自治体に実行計画の策定を求める制度改革を年度内に行うとのことでもあります。

女性登用により、登用するという事実以外にも、多くの体制変化が見込められると思われ。実際、安倍首相は、女性初の人事院総裁に元仙台高裁長官の一宮なほみ氏を起用し、女性の活躍の場を増やし、また一宮氏は、その後の記者会見で、女性公務員の登用について「社会にとっても有意義なことだと思う」と述べ、各府省庁に働きかける考えを示したところでもあります。

しかしながら、懸念材料がなくもありません。世界的な女性の管理職の草分け的存在である元世界銀行副総裁西水美恵子氏は、2014年4月6日の毎日新聞朝刊で、「女性の割当制度は男性に対する逆差別になる。ひとつの差別を他の差別で解消するのは、偽善でしかない」と述べております。

この制度は、不適任者が選ばれるリスクを高め、初期の割当登用は目立つことから、当人はもとより後に続く人のためにもならなかったとあり、一方で、成功例に共通する要因は、その逆で、選ばれた人材が逸材で、ロールモデルとパイオニアの役目を担い、後に続く者に道を開いて割当制度をむしろ無用にしたとのこと。

つまり、女性の登用促進策は優秀な人材を男女の差別なく選ぶことであり、それこそが女性の進出を促進する結果をもたらすことであり、その鍵は「男女の差別なく」を具体的にどう全うするかにあると言っておられます。

2013年の男女共同参画白書によると、100人以上の民間企業の部長職はわずか4.9パーセントであり、2020年までに3割という数字がいかにかわります。それだけに、数字を求めるが余り不適任者が選ばれるならば、組織は困惑したものになるだろうことが想像されます。

そこで質問いたします。

- (1) 本市職員の採用状況の男女比率の近年の動向についてお伺いします。
- (2) 本市職員の指導的地位における女性登用率について、近年の動向を踏まえてお伺い

たします。

(3) 本市職員の指導的地位の女性登用率をどのようにして2020年までに30パーセントを目指すのかの目標と行動計画の策定についてお伺いいたします。

(4) 民間企業における女性登用の把握状況と民間企業が女性登用を積極的に行うための支援策について

また、民間企業における女性登用について現在どのように把握しており、民間企業の女性登用率施策について自治体として何らかの支援策はあるのでしょうか。

(5) 放課後児童クラブ拡充に向けた取り組み状況と今後の実行計画の検討について

一方で、女性登用の環境整備のために放課後児童クラブの定員枠を拡充するための実行計画が自治体に求められるところではありますが、現在の状況と今後具体的にどのように検討していくのでしょうか。

(6) 家庭学習の習慣に対する市の見解について

放課後児童クラブが当たり前のものとなることで、学校外学習の場と位置付けられ、家庭学習の習慣が失われることがないのだろうかと危惧するところでもあります。自宅で学習する習慣も大切であると考えますが、市としての見解をお伺いいたします。

● 答弁◎大津祥治総務部長 御答弁申し上げます。

(1)でございますが、平成26年度に採用した一般行政職の職員は58人で、男性38人、65.5パーセントに対し、女性の割合は20人、34.5パーセントでございます。また、新規採用職員の男女比率のうち、女性が占める割合の近年の動向につきましては、平成24年度は25.4パーセント、平成25年度は22.0パーセントとなっております。

続きまして、同じく(2)でございますが、女性の指導的地位への登用率につきましては、平成26年4月1日現在で、行政職におけるポスト係長以上の職員540人に対し、女性の占める割合は56人、10.4パーセントでございます。指導的地位の女性が占める割合の近年の動向につきましては、平成24年度が6.8パーセント、平成25年度は10.4パーセントと、その割合は増加しているところでございます。

続きまして、同じく(3)でございますが、女性登用率の目標や行動計画の策定につきましては、数値目標などにとらわれることなく、資質、能力を備えた職員は、男性・女性にかかわらず、積極的に指導的地位に登用して参りたいと考えております。したがって、女性登用率の具体的な目標値や行動計画を策定する考えは現在のところございません。

以上でございます。

● 答弁◎橋口純一企画財政部長 御答弁申し上げます。

(4)についてでございますが、本市におきましては、民間企業の女性登用状況の把握や支援につきましては行なっておりません。しかしながら、埼玉県ウーマノミクス課の取り組みである「多様な働き方実践企業」の認定企業への申請について、市内事業所等への情報提供、周知を行うなど、女性が生き生きと働ける環境づくりの啓発等につきましては、県との連携のもと、積極的に行なって参りたいと存じます。

以上でございます。

● 答弁◎茂呂修平学校教育部長 御答弁申し上げます。

(5)でございますが、本市の留守家庭児童保育室は、現在のところ小学校3年生までの児童が対象であり、待機児童はおりません。また、子ども・子育て支援新制度により児童福祉法の

改正があり、平成27年度からは対象児童が小学校6年生まで拡大されることとなっております。

本市におきましても、その受け入れの対応ができるよう条例の改正、学校施設の調整等の準備を進めているところでございます。

次に、(6)でございますが、留守家庭児童保育室の拡充は、女性の就労を支援する一方で、親子関係の希薄化も懸念されるところでございます。子どもたちの学習意欲を高めるためには、学校と家庭が連携し、可能な限り親子が触れ合う時間をつくり、家庭学習の習慣を身につけさせることも大切であると考えております。

今後も、留守家庭児童保育室の充実を図りつつも、家庭の教育力を高める観点から、親子で触れ合い学習する機会の重要性につきましてもあわせて働きかけられるよう努めて参ります。以上でございます。

◆ 8番 **杉本佳代**議員 要望を交えて再質問いたします。

(1)、(2)、(3)についてですが、本市の状況がわかりました。男女雇用機会均等法が施行される以前は圧倒的に男性が多かった行政職の採用状況が、昨今では優秀な女性に門が開かれたといった様子がよくわかります。このままいけば、当然女性の管理職や指導的地位に立たれる方が増えていくことが予想できます。男性に向いている職種や女性に向いている職種もありますが、管理職自体が男性に向いているということではないと思いますので、ぜひ女性職員の方々には、臆することなく昇進試験にチャレンジしていただいて、職場での存在価値を喜びとして感じていただきたいと思っております。

(4)の民間企業ですが、こちらも以前に比べれば女性の管理職など指導的地位で活躍されている方は格段に増えていると思いますが、一方で、行政庁に比べるとまだまだ30パーセントを目指すにはほど遠い状況のように感じるところであります。

本市において統計的資料もないような状況でありますし、いわゆるワーク・ライフ・バランスといった働き方を考える部署もないように思います。埼玉県では、産業労働部に新たにウーマノミクス課を創設し、所定外労働の免除や企業内保育所、妻の出産時に対する夫の休暇など、民間企業に対して具体的に提案し、行動計画策定の手助けを行なっているとのこと。

川口市においても、このウーマノミクスを実践するためには、労働環境を整えるという意味で、ウーマノミクスに特化した組織の創設も必要と考えますが、市の御見解をお聞かせください。

また、(5)、(6)の放課後児童クラブのあり方ですが、6年生まで拡充するとのこと、大勢としては一定の成果を期待できるものなのかなと思っておりますが、宿題は本来家庭でやるものであり、また最近では放課後児童クラブにおいても学習の遅れ等を補う役割が期待されるなど、家庭とのかかわりがますます希薄になっていくのではないかと感じます。夕飯の支度をしながらその横で宿題をさせて、きょうあった出来事を食事をしながら話すなど、当然行われていた事柄が、女性の社会進出や学校外学習を充実させることで親子関係が希薄になるとすれば、本末転倒であります。その点を十分に考えた施策をお願いしたいと思っております。

(4)のウーマノミクスについて御答弁をお願いいたします。

● 答弁◎橋口純一企画財政部長 再質問に御答弁を申し上げます。

安倍政権が成長戦略の一環として女性の活躍を推進する方針を打ち出して、それで埼玉県では平成24年度からウーマノミクス課を新設していると聞き及んでおります。県のウーマノミ

クス課では、現在女性の社会進出や就業支援策などいろいろな事業を行なっておりますが、その中で、多様な働き方実践企業の認定もその中の事業の一つでございます。

本市における同様の組織の検討につきましては、今後の国の動き、県の動向を注視しながら検討して参りたいと存じます。

以上でございます

。

◆ 8 番 **杉本佳代** 議員 行政庁においては男女共同参画社会実現のために比較的早くから働き方についてさまざまな施策を行なってきたように思いますが、民間企業、特に中小企業では、職場の理解という形で働きやすさを考えてきたように思います。男性の気遣いで女性の制度を考えていただけるとは大変ありがたいのですが、大切なのは、女性がみずからの声で「こうなればバランスよく仕事と家事や育児を両立できる」という工夫をして、制度をつくっていくことではないかと思っております。本市でのウーマノミクス課の創設をぜひ期待したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

大きい2番に移ります。

● 2 農業支援の在り方について

横浜みどり税に学ぶ自治体独自の環境保護及び農地保護に関する政策実現については、この場で何度となく述べさせていただいているところであります。

平成25年3月定例会の私の一般質問の中で、農地バンク制度について述べさせていただきました。事例として愛知県日進市を取り上げ、本市と同じように都市農業としての苦悩を抱えており、調整区域内農業振興地域の農地所有者の20パーセント程度が不在地主であり、農業継続意欲がない人が多い状況の折、同市では耕作放棄地等の解消を目的として農地バンク制度をスタートさせました。

これは、管理できなくなった農地を登録してもらい、借りたい人へ紹介して利用していただく制度です。この制度により、遊休農地の解消と担い手農家の規模拡大、新規の就農の促進を目指します。

農林水産省では、このように農業が著しく厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があることに鑑み、それぞれの集落、地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」を作成することを自治体等に提唱しております。そのため、この人・農地プランに係るさまざまな制度・施策が整備されております。

したがって、本市においても人・農地プランを作成する必要があると思います。「一度農地を荒廃させてしまうと、もとの農地に復元するのは容易ではないので、本市でもこういった農地バンク制度による農地管理をしていくことが必要であると考えますが」という私の質問に対し、「農地バンク制度は遊休農地の利活用、農地の保全に有効と考えるが、その実施については農地所有者の意向を把握する必要があることから、農地基本台帳整備に係る調査等の際に制度実施に関する意向調査を行なって参りたい」との答弁でありましたが、そこでお伺いいたします。

- (1) 意向調査の方法とその結果についてお伺いいたします。
- (2) 本市の耕作放棄地の面積の推移と現状についてお伺いいたします。
- (3) 農地バンク制度実施に向けた活動状況について

移行調査結果を踏まえて、農地バンク制度実施に向けた活動状況についてお伺いいたします。

- (4) 本市の特定貸付農地制度などへの取り組み状況について

また、特定貸付農地制度では、従来相続税の納税猶予は、相続人みずからが農業の用に供する場合に限られていましたが、農地の効率的な利用を促進する観点から、市街化区域外農地に限り、特定貸付け（特定貸付けとは農業経営基盤促進法に基づく農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業、利用権設定等促進事業の3つの事業により貸し付けを行うこと）ですが、この特定貸付けを行なった場合も相続税納税猶予が適用できることになりました。本市において農地バンク制度が創設されると、特定貸付農地制度など農地利用に幅が出ると考えますが、取り組み状況についてお伺いいたします。

- (5) 低未利用地都市計画検討調査を踏まえての今後の考え方について

さて、本市では、昨年度、低未利用地都市計画検討調査が実施されました。この調査は、「赤山・西新宿地区」の市街化調整区域が担うべき役割を明確にし、緑農地環境の保全及び地域振興をテーマとした地域づくりのための手法の展開方策を検討し、まちづくりの構想を描き出すということを目的として行われました。

この報告書によれば、上位計画において市街化調整区域、安行近郊緑地保全区域、県立安行武南自然公園等の縛りがあるものの、農業者が農地を維持しながら生計を立てる方策も検討されている非常に画期的な内容であり、これら制度のあらましとともに、残存農地、緑地の保全や耕作放棄地の整備のあり方等を積極的に検討することによって、見違えるような環境による観光立地が可能であると考えるところであります。

そのために、市の部署を超えた横断的な検討の取り組みが必要であり、また地域住民との積極的な話し合いが必要であると考えますが、この低未利用地都市計画検討調査を踏まえての今後の考え方についてお伺いいたします。

(6) 農業者と近隣住民との共生について

また、都市農業の問題点として、農業者が営農する際に近隣住民との問題があると伺っています。例えば、農薬等の散布について一般住民から洗濯物にかかるという苦情や、農業により出現する農業廃棄物を農地で燃やそうとすると苦情がある等です。そもそも現存する市内の農地は、はるか昔から農業に従事していた土地であり、近隣住宅を所有する住民はこれを承知でそこに移り住んでいるのであるし、農地による環境の恩恵は多大なものであることを考えると、理解が得られないのは大変残念なことであります。

農地で農業廃棄物を燃やすということは、農地保全のために重要であり、農地維持に不可欠である窒素、リン酸、カリのうちのリン酸を生み出すことで次の年の生産に役立てるといってごく自然なことでもあります。

消防法では、こういった野焼きについては制限がない状況で、また埼玉県生活環境保全条例でも、農業、林業等の焼却については一部許可されていることを考えても、これを本市において制限することは全く理屈に合わないと考えます。もちろん、近隣住民と共存・共生していくことも重要ですので、例えば週のうち何曜日には優先的に農薬散布や農業廃棄物の焼却の日にするなどの工夫をして、応援する姿勢も必要であると考えますが、以上のことについて、市としての見解をお聞かせください。

〔奥ノ木信夫市長登壇〕

- 答弁◎奥ノ木信夫市長 杉本佳代議員の2番の(5)の低未利用地都市計画検討調査を踏まえての今後の考え方について御答弁申し上げます。

私は、元気な川口づくりのためには、郊外地域の特色を生かしたまちづくりを行うことも必要であると考えております。そうした中、本検討調査は、対象地区の今後のまちづくりの方向性を検討するための大きな柱になるものであります。

そこで、今年度につきましては、対象区域における農地や耕作放棄地の活用方法等について検討して参ることといたしました。さらに、対象区域内農家の皆さんに調査結果を丁寧に説明し、忌憚のない御意見をいただく機会を設けるなど、対象区域に広がる豊かな自然環境や歴史的文化的遺産を結びつけて活用した地域振興、都市農業の活性化に努めて参る所存であります。

さらに、これらを組み合わせた課については、今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

- 答弁◎原田倫則経済部長 御答弁申し上げます。

(1)でございますが、昨年8月の「農地基本台帳整備に係る調査」とあわせ、農地の活用状況について市内全農家1,323戸に対し意向調査を実施いたしました。その結果、農地を貸

したい意向の所有者は5戸、合計13筆、5,462平方メートルでございました。

次に、(2)でございますが、耕作放棄地の過去5年間の推移につきましては、平成21年は約34.1ヘクタール、22年は約30.3ヘクタール、23年は約23.6ヘクタール、24年は約19.1ヘクタール、25年は約17ヘクタールと減少しております。

次に、(3)でございますが、調査結果を見ますと、すぐに農地バンク制度を実施することは厳しい状況でございます。そのため、現時点におきましては、農業委員による農地パトロールを充実させ、肥培管理が不十分な農地を把握するとともに、一定の時期におきまして農地所有者に対し、意向調査を実施して参りたいと存じます。

次に、(4)でございますが、農業経営基盤強化促進法に基づく特定貸付農地制度につきましては、農地の有効活用と耕作放棄地の減少に一定の効果があるものと考えております。そこで、農地の有効活用を検討している営農者に対し、制度の概要をわかりやすく説明するなど、本市の実情に合わせた取り組みを進めて参りたいと存じます。

次に、(6)でございますが、都市部における農業と農地は、生産機能にとどまらず、潤いや安らぎを与える緑や空間の提供など、多面的な役割を担っております。一方、議員御指摘のような住宅地内に存在する農地特有の課題もございしますが、何よりも農業者と地域住民双方の理解、共感を得ることが肝要であると考えております。

今後も、機会あるごとに都市農業の特性やあり方等について周知・啓発に努めて参りたいと存じます。

以上でございます。

◆ 8番 **杉本佳代**議員 要望を交えて再質問をいたします。

意向調査の結果、わずか5件しか農地を貸したいという方がいなかったとのことでした。自分で耕作することができなくても、他人には貸したくないという文化があるように思います。農地法第3条の規定で小作権が強かったため、一度農地を貸してしまうと返してもらいにくい、そういうとき厄介だったということも意向調査の結果の理由であるように思います。

特定貸付農地制度では、この点、一定の期間貸した後は確実に土地が返却されるルールであることをよく説明していただくことが大切であるように思います。

(2)の耕作放棄地の面積については、国の統計では増加しているものの、本市では年々減少しているという点について、その要因について再度御説明ください。

(5)については、市長、御答弁ありがとうございました。この地域は、東京から車でも地下鉄でも30分足らずで来ることができて、しかも緑豊かで四季折々の花が咲くというとてもポテンシャルの高い地域です。地域の方のやる気と行政の応援があれば、都会から多くの方が集まる地域となることは間違いないと思いますので、この低未利用地都市計画検討調査結果を踏まえて、慎重かつ大胆に活性化に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(6)について、今まで近隣住民との共生という考え方がなかったように思います。都市農業の維持発展のためには、近隣住民の理解が不可欠ですので、今後はぜひ市として理解を呼びかけ、農薬散布や野焼きについても御協力いただけることを期待します。

(2)について答弁をお願いいたします。

● 答弁◎原田倫則経済部長 再質問に御答弁申し上げます。

耕作放棄地が減少している要因ですが、平成21年12月の農地法改正によりまして、農地

の利用状況調査を実施し、耕作されていない農地の所有者等に対しての営農指導が義務付けられました。このことにより減少に転じたものと考えております。

また、過去5年間の調整区域における農地転用面積の合計は、約12.8ヘクタールで、このことも減少に転じた一因となっております。

以上でございます。

◆ 8番 **杉本佳代**議員 耕作放棄地が減少している理由が農地パトロールの充実ならば、農業委員さんたちの活動の成果として評価したいところではありますが、先日、福祉部長の答弁にもありましたが、特別養護老人ホームの建設地は耕作放棄地などということでしたので、耕作放棄地が農地転用のきっかけになるのでは、耕作放棄地が減少しているのではなくて、農地そのものが減少しているにすぎないのですから、状況はどんどん悪くなっているということだと思います。

低未利用地の調査は、全庁的に部署を横断して行われたというところがありますから、ぜひ、使われない耕作放棄地は足りない公園として整備する等の緑や土を残すための方策を検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

大きい3に移ります。

● 3 町会加入者の高齢化に対応する取り組みについて

平成26年3月に第2期の川口市地域福祉計画が策定されたところであります。これを御覧になったある町会長さんからお話がありました。最近、町会を退会する方が増えていて、その理由は、高齢化や病気により班長などを含む町会役員等の責務を全うできないことから、退会したいということでもあります。

一般的に、町会の班長については、暗黙の申し合わせで順番制持ち回りで受け持つことが多いようです。そうした中、班長を免除してほしいとの申し出をしても認めてもらえず、その結果として町会を退会することを選択するようです。

町会を一度退会すると、住みなれた地域で楽しく安心して暮らしていた生活が薄れ、地域で支え合う仕組みが希薄になり、地域のコミュニティとしてのつき合いがなくなって孤立してしまうようになります。また、年金を受給されている高齢者にとっては、町会費は場合によっては負担になることもあるようです。

高齢者と一口に言っても個人差があり、幾つになっても元気な方もいれば、そうでない方もいらっしゃるし、御家族と一緒に暮らされていても、御家族は町会等とのかかわり合いを持ちたくないというケースも少なくありません。これは、町会に限ることではなく、マンションなども高齢化で管理組合の役員が受けられないというケースが増えているようで、そういった場合、役員を受けられている方の負担が増えることを考慮して、月額1,000円から2,000円程度の役員免除費用を要求するケースも見受けられ、このように管理組合が理事等の役員を免除する際に費用請求する件については、裁判例によっても正当であるとされているようです。

また、昨今では、町会内で高齢者への配慮としてお茶会等の定期的な会合やイベントなどが多数用意され、独自のにぎわいづくりをしているところも多く見られるようですが、その一方で、役員さんが担う役割は多くなっているようでもあります。

町会運営に関しては、それぞれの町会の成り立ちが、法人化されているところもあれば、世帯数の多いところ少ないところなど、さまざまありますし、町会費についても一律の金額ではないため、地域福祉計画における高齢者との関係は大変難しい問題であり、今後ますます高齢化が進むことが予想されることから、市としての早期の取り組みが不可欠であると考えます。

そこで質問いたします。

(1) 第2期川口市地域福祉計画「きらり川口地域ふれあいプラン」に鑑みた町会高齢化への対応に関する具体策について

第2期川口市地域福祉計画「きらり川口地域ふれあいプラン」に鑑みて町会の役割は非常に重要と思われませんが、市としては町会高齢化への対応具体策をどのように考えておられるでしょうか。

(2) 町会退会者数と退会理由の把握状況について

また、現在町会退会者の数字とその理由をどのように把握されていますか。

(3) 町会費の減免や役員等の免除に関する市の見解について

こういった退会者については熱心に町会活動を行なってきた方も少なくなく、それだけに責任感からその責務を全うできないことへの後ろめたさのようなものを感じておられるケースが少なくなく、退会されても今までどおりのつき合いができればいいのですが、なかなか難しいようです。町会によっては、町会の判断で町会費を免除したり減免するなどの措置や、役員等を高齢者や病気の方には免除する等の措置をとっておられるところもあると思いますが、市としての御見解をお聞かせください。

● 答弁◎小西茂市民生活部長 順次御答弁申し上げます。

まず、(1)についてでございますが、町会・自治会の高齢化への対応につきましては、何よりも若い世代の方々にも町会・自治会活動に参加していただき、地域コミュニティの担い手となっていただくことが大切であると認識しております。そのためには、まず町会・自治会に加入していただくことが重要でありますことから、一層の加入促進を図って参りたいと存じます。

また、会員の高齢化に伴う退会抑制策につきましては、有効な手段について研究して参りたいと存じます。

次に、(2)についてでございますが、現在、町会・自治会を退会された方々の人数やその退会の理由は、把握しておりません。今後、各町会・自治会へ運営にあたっての課題等に関するアンケート調査を行い、実態の把握に努めて参る所存でございます。

次に、(3)についてでございますが、会費や役員につきましては、それぞれの町会・自治会において独自に規約や会則によって定められているところでございます。市として減免や免除などについて統一した見解をお示しすることは、その規模や地域の実情により町会・自治会の運営に支障を来すおそれもございましてことから困難ではございますが、町会等からのお問い合わせをいただいた際は、先進事例などを紹介させていただきたいと存じます。

以上でございます。

◆ 8番杉本佳代議員 再質問をいたします。

退会者については把握していないとのこと。確かに、加入率を上げることは大切で、若い方を増やすことも必要ですけれども、高齢者福祉の立場からは、高齢者の町会退会は見過ごすことができない状況です。提案として、町会準会員のような仕組みをつくることによって、高齢者の町会離れはある程度軽減できるように思うのですが、いかがでしょうか。

● 答弁◎小西茂市民生活部長 再質問に御答弁申し上げます。

高齢者の町会離れの抑制策につきましては、各年齢層による地域コミュニティの形成として必要なこととございます。しかしながら、例えば会員とは異なります準会員の仕組みづくりは、個々の町会等の実情、違いを考える必要がございます。したがって、現時点で市としての統一的な見解や方針をお示しすることは困難ではございますが、高齢者の退会抑制策に関し、アンケート等を通じまして何らかの有効な方策に関しまして研究して参る所存でございます。

以上でございます。

◆ 8番杉本佳代議員 本市町会がコミュニティの最小単位として市と協働しているということを見ると、口を出せないとかいうことよりも、もっと積極的に実情を理解するような施策が必要であると思えます。

町会に入会しているメリットが余り感じられないとか、入会していないからといって別段困ることもないといった意見もあるようですが、東日本大震災を経験した方々は、町会の価値を深く認識したことでしょうし、一見言葉であらわしにくいメリットをどのように表現するかは難しいところではありますが、創意工夫を持って対応していただきたいと思えます。

昨日の若谷議員の質問にもありましたが、(仮称)川口市町会・自治会加入促進条例の制定も有効であると思えますので、私からもよろしく願いいたします。

● 4 市内中小企業者に配慮した契約の在り方について

平成22年4月施行の「川口市中小企業振興条例」を議員提案により制定してから3年が経過しました。この条例制定による効果検証をする必要がある時期になって参りました。そこで、中小企業振興条例に関して質問したいと思います。

今議会に提案されている小中学校のエアコン設置は、長年の議会からの要望をようやく受け入れていただき、早期実現に向けて具体的な計画が示されたところでもあります。

ところで、今回の計画では、原則的にリース方式を活用してエアコンが設置されるということですが、市内の中小企業者においてはリース方式を直接扱っているところはないように思います。当然、エアコン設置業者については市内業者にお願いすることが資源の循環という意味からも適切であると考えますが、大手リース会社にはそれぞれの契約会社があり、必ずしも市内業者が受注できるものではないように思います。

(1) 小中学校へのエアコン設置のリース契約について

そこで、今回のリース契約方式については、どのような形をとるのか御説明ください。

さて、中小企業に対して、建設工事関係についてはいわゆる公共工事を市として発注する機会が多いと思いますので、発注標準について調査してみました。

資料1を御覧ください。

この表を御覧いただくと、近隣他都市であっても発注標準が随分異なることに気づきます。本市では、一部試行的に総合評価落札方式を採用しているとのことであり、工期、機能、安全性などの価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式もとっておられるとのことですが、主に、この表にありますように、業者の種別と発注工事金額により登録業者の中から競争入札で落札業者を決定しています。

隣のさいたま市の表を見ますと、まず一般用と優秀施工者用で金額が少し異なっているようです。優秀施工者とは、同市の発注工事で過去2年間に受けた該当業種の工事完成検査による工事成績評定点が一定以上であるものや、優秀建設工事業者として表彰された業者を指し、毎年更新されるとのことで、より高額な工事の入札参加資格が得られる仕組みになっているようです。

また、川口市とさいたま市を比較すると、工事の分類も大分違うようです。例えば、川口市では下水道工事は土木一式工事などの中に含まれるとのことですが、さいたま市では、下水道工事は単独で分けられています。また、管工事については、さいたま市では口径250ミリメートル未満の水道工事は別枠となっていて、他市の状況を見ていると、一般的には細かく分類されているケースが多いようです。

そこでお伺いいたします。

(2) 工事の発注標準と中小企業者に落札機会を増やす方策について

この発注標準の根拠はどのようにして決められているのでしょうか。また、発注標準は細かく分類することにより、より多くの中小企業が落札できる機会が増えるように思いますが、いかがでしょうか。

(3) 発注標準にインセンティブを導入することについて

さいたま市のように優秀な業者にインセンティブを与える手法は、業者に対しても市民にとってもメリットがあるように思いますが、導入を検討していただくことは可能でしょうか。

(4) 「その他の工事」の発注標準と入札参加資格について

その他の工事の欄を見ますと、他市ではその都度市長が定めるという市長の裁量によるもの

も少なくありませんでした。本市がその他の工事について発注標準を定めている根拠をお聞かせください。また、川口市では、Aランクの業者は500万円以上のものなら入札参加資格があり、他のランクでは3,000万円未満云々となっております。これでは、Aランクの業者は全ての工事の入札に参加資格があることになり、不均衡と感じますが、いかがでしょうか。御見解をお聞かせください。

(5) 市内業者への工事発注について

市内業者といえども、支店住所地在形式だけの業者であったり、また市内大手であっても小規模の業務は実際行っていないとなると、市が発注しても結局は市内中小業者に下請として請け負わせて、そのマージンを利益とする場合が少なくないようです。

本市においても、依頼業務の内容によって、大規模業者に発注すべきか中小企業者に発注すべきかを見きわめて発注する必要があるように思います。特に、市民の家庭生活に密接に関係する工事においては、施工業者のより慎重な選定が必要と思われませんが、市の御見解をお聞かせください。

● 答弁◎江連保明生涯学習部長 御答弁申し上げます。

(1)でございますが、現在、エアコンの導入に向けリース契約の詳細について調査研究しているところでございますが、市内業者に受注機会の確保と拡大につながる契約となるよう努めて参りたいと存じます。

以上でございます。

● 答弁◎岩城和美理財部長 順次御答弁申し上げます。

(2)でございますが、本市の発注標準は、まず業種につきましては建設工事のうち土木一式工事や舗装工事、建築一式工事など発注機会の多い7業種と、比較的発注機会の少ない21業種を「その他の工事」として分類し、また工事金額につきましては、過去の発注金額と入札参加者の施工能力を総合的に勘案して工事発注の均等が図られるよう定めてございます。

発注標準を細分化することにつきましては、手続が複雑になるとともに、工事額の増や適正施工がなされない可能性が高まるなどのことから、これまで同様に分離分割発注を推進することにより、市内中小企業者の落札増に取り組んで参りたいと存じます。

次に、(3)でございますが、さいたま市が導入しております優秀施工者用の発注標準につきましては、公共工事の発注件数が多い政令指定都市特有なものと認識してございます。

発注標準に優秀施工者対象のインセンティブを付与することにつきましては、登録業者の受注意欲を高めるなど有益な手法と考えられますので、発注標準全体を見直す際には調査研究して参りたいと存じます。

同じく、(4)でございますが、公共工事の入札にあたりましては、業者選考の過程における公平性や透明性が強く求められており、「その他の工事」におきましても、一定の基準を設けることにより適正で的確な入札事務が確保されているところでございます。

「その他の工事」の発注につきましては、件数や登録業者の数も少なく、入札不調を招くおそれもあることから、A級の業者にも入札参加資格を与えることにより、選定基準を充足する業者数や競争性も確保しているところでございます。

次に、(5)でございますが、公共工事の業者選考につきましては、市の発注標準と業者指名選定基準に基づき、入札における公平性と競争性を担保して選定しているところでございます。

今後も、工事規模や内容に応じ適正施工が可能な市内中小企業者の受注機会が拡大できますよう、慎重で適正かつ的確な業者選定に努めて参りたいと存じます。

以上でございます。

◆ 8番 **杉本佳代**議員 要望を交えて再質問をいたします。

(1)のエアコンリース契約については、設置工事を含んだリース契約をすることになり、市内業者に設置を依頼するためには、市と工事業者及びリース会社という三者契約を行う必要があります。また、リース契約は、通常リースアップした後は再リースもしくは契約を終了して撤去するわけですが、そのあたりの手法についても、今回の状況は極めて特殊であり、金額も大きいことから、慎重な対応が望まれます。ぜひうまく市内業者が工事を発注できるように検討していただけたらと思いますので、よろしく願いたします。

それから、(2)の発注標準についてですが、総合評価方式は我が党の松本議員の質問に対する御答弁にもありましたが、年間に2件、わずか2件ということです。発注標準もこれだけ他市との状況が違うとなると、実際に市内業者の方々がどのように感じているか、現場の生の声を聞いていただく機会を設けていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。再質問いたします。

● 答弁◎岩城和美理財部長 再質問に御答弁申し上げます。

業者の方の生の声につきましては、今後、関係部局とも調整いたしまして、極力聴取に努めて参りたいと存じます。

以上でございます。

◆ 8番 **杉本佳代**議員 我々議会も、議員提案として川口市中小企業振興条例を制定した責任がありますので、ぜひ検討していただくようお願いいたします。

大きい5に移ります。

● 5 危険交差点等学校通学路への対応について

学童交通指導員が廃止されて約1年が経過しました。この1年間、我々議員に対する学校通学路への安全性を求める要望が以前に比べて倍増しています。

ところが、信号機の設置や横断歩道の設置などに関しては県警の管轄であるため、実態としてはどれだけ要望しても一向に実現されない状況であります。実際に事故が起こってからでは遅いし、またPTAの方や地域の学校応援団の方、ボランティアとして学童の誘導をいただいている方々にも事故があることはあってはならないと考えます。

交通安全スクールガードは、以前に比べて参加されている延べ人数は増加しているとのことで、保護者の学童の交通安全に対する意識も向上しているようには思いますが、なかなか安全な通学路が確保されるのには至っていないように感じます。

学校通学路の安全性を確保し、危険を回避する方策として、どのような方法があるとお考えでしょうか。市の御見解をお伺いいたします。

● 答弁◎小西茂市民生活部長 御答弁申し上げます。

通学路における安全性の確保につきましては、関係機関とともに交通安全施設を順次整備しているところでございます。今後につきましても、所轄警察署及び道路管理者と危険箇所の要望等を確認しながら安全対策を実施し、交通安全協会など関係団体と協力しながら通学路の安全対策に努めて参りたいと存じます。

以上でございます。

◆ 8番杉本佳代議員 再質問をいたします。

スクールガードが増員されていると伺いましたが、お母さん方の中には子どもを守る以前に御自分が車が怖くてという御意見を伺うところです。

資料の2を御覧ください。資料の2の上の段ですね。

左のほうですけれども、黄色いジャンパーを着ているのがお母さんだと思いますけれども、もう車道にはみ出して立っているわけですね。本来ここは立ってはいけないところだと思うんですけれども、こうやって子どもをガードしないと、車が来て子どもがあぶないという状況です。それから、右のほうの写真ですけれども、非常に道路幅員が狭いので、もういっぱいいっぱい車に2台すれ違っているような状況です。ここをスクールガードの方でどうやっていくのかということについては、かなり難しい問題があると思います。

そこで、スクールガードの方が危険なく子どもの安全対策を進めるためには、スクールガードの質の向上も必要と考えますが、市としての質の向上に向けた施策についてお伺いいたします。

● 答弁◎小西茂市民生活部長 再質問に御答弁申し上げます。

交通安全スクールガードを対象とした研修会は、本市で作成した学童指導立哨マニュアルをもとに実技指導や警察官による講話等を実施しております。今後につきましても、例えば立哨位置の選定や安全の確保など、交通安全スクールガードの皆さんが安心して交通安全指導ができますよう、より効果的な研修会を実施して、スキルの向上、安全性の確保の向上に努めて参りたいと存じます。

以上でございます。

◆ 8番 **杉本佳代**議員 ぜひいま一度、学校通学時間にこの危険交差点と呼ばれている箇所に実際に行ってみていただきたいと思います。通学を見守っている方々の意見をその場で吸い上げていただくと、状況がよくわかるのではないかと思いますので、そういった対策を検討していただきますよう強く要望したいと思います。

最後の質問に参ります。

● 6 市内産物のブランド化について

安行の植木はとても立派なもので、見事なものですが、ただ、我々素人の目で見ても、この盆栽が安行の盆栽であるか、ほかの市でつくられたものなのかは見分けはつきません。だから、なぜ安行の植木がすばらしいのかの差別化を図らなければ、本市の盆栽を多くの方に知っていただくこともできないし、売り上げの向上にもつながらないと考えます。

資料の3を御覧ください。ちょうど真ん中の写真になります。

これは、赤山の柴道 昭さんがパテントを持つカメラア・エリナカスケード、ヒメサザンカです。皆さん御存知でしょうか。カメラア・エリナカスケードは、常緑低木で中国の野生種を改良した品種です。枝が細く垂れ下がり、秋から花芽がつき、春に桃色のサザンカのような花が満開に咲きます。秋には、銅色に紅葉いたします。葉も楽しめて、樹形もしだれで繊細で、華麗な花が咲くという一年中楽しめて、しかも余り大きくならず、サザンカ特有のチャドクガという害虫もつかないし、正直ほっておいても毎年ちゃんとたくさんの花を咲かせてくれるという、実に近年の住宅向きの小さいけれど優秀な花木であります。

実は、私もこのヒメサザンカが家にありますけれども、ちっとも大きくならないんですけれども、本当に放っておいても毎年花芽がついて、つぼみはずっとかわいく咲いていて、御近所の皆さんにいつ咲くのか、いつ咲くのかと言われるようなお花です。

柴道さんは、パテント、いわゆる特許を持っていらっしゃるのですが、この特許というものが農産物では余り有効に利用できません。農産物では、例えば種や栽培方法などを特許とするのですが、特許というのは公告義務があるので、その方法を秘匿することができません。つまり、特許を取得した途端に他人が同じものをつくるための方法を公開しているのですから、いつでもどこでも同じものがつくられてしまうわけです。したがって、このヒメサザンカも今では日本国中で手に入るそうです。

しかし、普通はパテント料が取れるようにも思われます。例えば、医薬品などは、新薬開発に多大な費用がかかっているため、10年間は成分や製造方法が明らかにされいながら、独占的に開発業者が製造販売できるというメリットが与えられているわけですが、その後、いわゆるジェネリック医薬品になっていくということなんですが、農産物に関しては、特許製品であっても誰かによって栽培されたものか、果たしてそれが特許品と同時のものなのかどうかを調査する確立された制度もなく、結局同じ農産物があちこちで出回っても、とがめることができないというのが実情であります。

そこで、何かいい方法はないのかということなのですが、商標登録という方法があります。コシヒカリとか、イチゴのトチオトメとか、バラの花には名前がついていたりしますが、これが農産物のブランド化です。ほかでどんなに同じものができたとしても、商標登録すればその名前はほかでは使うことができないし、もし使う場合にはロイヤリティーが得られるのです。

本市には多くの新製品や新品種が存在しますが、より発信力を持つためには、ブランド化が不可欠です。

(1) ブランド化に向けた取り組みについて

川口市民が自慢できて他市との差別化が図れるブランド化のために、行政としてぜひその手法を研究していただきたいのですが、いかがでしょうか。

(2) 川口ブランドの周知への取り組みについて

川口ブランドを広く他地域に知らしめるためには、まず市民みずからがその事実を知る必要があると考えます。先ほどのヒメサザンカも川口でつくられたものだということを知っている

方はもう本当に少ないと思います。実際にそういう状況に、市民に知っていただく手法として、市としてどのように取り組むべきと考えますか。

- 答弁◎奥ノ木信夫市長 **杉本佳代**議員の6番、(2)の川口ブランドの周知への取り組みについて御答弁を申し上げます。

本市には、伝統と文化に裏打ちされた魅力的な製品や商品が数多くあります。これら川口ブランドを市民の皆さんに積極的に購入していただくことは、地産地消の点からも大変重要なことでもあります。これまで、本市では広報かわぐちや誘客情報サイト1110city.comへの掲載、各種イベント等での展示、本市の魅力的な製品や商品のPRを行なって参りました。

今後は、より一層この取り組みを推進するため、来年度には市内のすぐれた製品、商品を一堂に集めた川口市産品フェアを開催し、広く市内外に対して紹介するなど、あらゆる機会を捉えて川口ブランドの周知に努めて参る所存であります。私もトップセールスになってやらせていただきます。

- 答弁◎原田倫則経済部長 御答弁申し上げます。

(1)でございますが、地場産業である安行の植木や農産物のブランド化は、生産者の意欲向上が期待できるとともに、特産品の魅力を高め、安定供給や高付加価値化につながる有効な手段と考えております。

今後、伝統ある川口の農のブランドを生かすため、先進都市の取り組みや商標登録も含め、関係機関や緑化関係団体と連携を図り、調査研究して参りたいと存じます。

以上でございます。

- ◆ 8番**杉本佳代**議員 資料の一番下のバラの花が「スペースローズ」です。この春初めてこの「スペースローズ」が発売されました。1998年に日本人女性初の宇宙飛行士、向井千秋さんが搭乗したスペースシャトル「ディスカバリー」に積み込まれ、向井さんみずから宇宙空間で香りの実験に使ったミニバラの子孫です。

これは、川口市市制施行70周年の記念に川口市に贈られたそうですが、10年の時を経て、ようやく「スペースローズ」として東本郷の長嶋薔薇園さんによってつくられ、JAあゆみ野農協によって商標登録されているとのこと。

今後は、このように川口市特産物をより有効な手法でアピールすることで、地域の活性化と売り上げの向上に結びつくよう、市として対応策をぜひ検討していただきたいと思います。農産物の知的財産化は、本市にとって大変有効な広告戦略であることを申し添えたいと思います。

以上をもちまして私の今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手起こる)